

平成30年度第5回  
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成30年(2018年)10月11日(木)

14時00分～

場 所 滋賀県庁 北新館5-B会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

- ・「平和堂日夏店」(法第6条第2項 変更)
- ・「ケーズデンキ長浜店」(法第6条第2項 変更)
- ・「(仮称) コメリパワー栗東店」(法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

[14時00分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございました。

ここまでの説明で、何か御質問等ございますでしょうか。

○委員：3点目のコメリパワー栗東についてですが、新幹線沿線の環境基準は、店舗立地地域はクリアしているのでしょうか。

○会長：新幹線沿線に対しての特別な基準があるのでしょうか。

○委員：そうですね。

○事務局：建物建設にあたっての基準があるのでしょうか。

○委員：いいえ。新幹線が騒音源となっていることに対する沿線の生活環境のための特別な基準になります。私の質問の趣旨は、この立地とは直接関係がないのですが、一応そのバックグラウンドとして新幹線が走っている、その上で店舗が立地するので、新幹線の環境基準をクリアしているかどうかは、ベースとして知っておいた方がいいのではということです。

○事務局：そちらにつきましては、一度確認の上、回答させていただきますが、今回の店舗は1万㎡を超えるかなり大きい規模の開発で、立地法の届出の前に、開発協議を県の関係各課とも実施されている案件になりますので、当然新幹線の環境基準もクリアしないと開発許可等も下りない形になるかと思しますので、恐らくそのあたりはクリアできているものだと思います。しかし、私も確認はございませんので、一度確認をさせていただきます。

○会長：後日、確認いただいて委員の皆さんに連絡いただくことにしましょうか。

他に、いかがでしょうか。

そうしましたら、設置者の方から説明をいただくことにしたいと思います。

まず1件目、平和堂日夏店の設置者からお願いいたします。

「平和堂日夏店」（法第6条第2項 変更）

○会長：それでは、平和堂日夏店の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明をお願いいたします。

○設置者：当店舗は彦根市日夏町の県道三津屋・野口線沿いに位置しております、平和堂とドラッグユタカを核店舗とする店舗面積4,579㎡の商業施設でございます。前面の県道を境にしまして店舗を含む北東側は準工業地域、南西側は第一種住居地域および第一種中高層住居専用地域に指定されておまして、店舗の北側はコンビニエンスストア、自動車工場などの事業所が立地しております。北東側は川を挟んで住宅地が立地しておまして、南西側もガソリンスタンドや農地を挟んで住宅が立地しております。

平成26年に、ドラッグユタカの建物を新設する際に法第6条第2項の届出をしておまして、その際に営業時間を午前9時から午後10時としておりましたが、今回の変更届出はドラッグユタカの営業時間を午後11時まで、1時間延長するものでございます。それに伴いまして、駐車場の利用可能時間もドラッグユタカの方の駐車場No.3は、午後11時30分まで延長いたしますが、平和堂側の駐車場No.1とNo.2は、従来どおり午後10時30分までとしまして、駐車場No.2とNo.3の間の通路は、平和堂の駐車場利用終了時刻の午後10時30分に閉鎖いたします。

店舗面積、施設の配置、運営方法に関する事項に何も変更はございません。

営業時間の延長に伴いまして、午後10時以降にも退店車両が発生することになりますが、台数は昼間よりも非常に少ないので、周辺道路の交通については変更後も大きな影響はないと考えております。しかし、空調設備等の稼働が夜間の時間帯にかかりますので、夜間の騒音については影響があると考えられます。

また、前回の届出から5年ほど経過しておまして、騒音発生源となります室外機等にも経年変化がみられたり、新たに新調された設備もございますので、今回、発生源の設備騒音の測定をやり直して、騒音の予測を行いました。その結果は、届出書の3ページに記載しましたとおりで、等価騒音レベルの予測結果はドラッグユタカに面したB地点、C地点を含めて、すべての地点で昼間・夜間ともに環境基準に適合しておりますので、ドラッグユタカの営業時間延長が周辺地域の生活環境に及ぶ影響は小さいと考えております。

夜間の騒音レベルの最大値の予測は、E地点を除く4地点で騒音規制法の規制基準値を下回りますので、利用時間延長の影響は小さいと考えております。なお、E地点では午後10時以降に退出する車両の走行音によって規制基準値を上回りますが、隣接地が農地でございますので、当面は支障なく、将来、住居等が立地する場合には住民等と協議の上、必要な防音対策を講じることを考えております。

E地点の夜間騒音が超過することは、今回の営業時間延長とは関係ない駐車場No.1からの退出車両の影響で、前回平成25年の変更届出時にも同じ評価をしておりますが、隣接地の状況は当時と変わっておりません。なお、本変更は本年5月1日から実施済みで、5か月少々経過しておりますが、午後10時以降の来店客は一日平均十二、三人、車の出入りも10台前後で、交通について何も問題は生じておりません。騒音につきましても、周辺の住民の皆様から苦情等は一切いただいておりません。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から質問をいただければと思います。平和堂日夏店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員：騒音についてお尋ねします。d地点の夜間最大値は一応クリアする数字にはなっておりますが、少し大きな車が通ると、すぐにオーバーしてしまう値ですよ。d地点の周囲は住宅でしょうか。図面には第一種住居地域と書いてあります。

○設置者：d地点は、県道に面しております。県道の反対側に農地があり、農地を挟んで住宅が立地している状況でございます。

○委員：分かりました。それから、今回の変更には関係ないとは思いますが、朝4時から荷さばきをされる理由は何でしょうか。もう少し遅くすることは出来ないのでしょうか。

○設置者：そうですね。早朝便という形で営業の実態に即して、荷さばきの運用をしているのですが、このような御意見をいただきましたので、この場でお約束はなかなか難しいですけども、一度持ち帰って、営業部門と話をしてみたいと思います。

ただ、先ほどの説明させていただきましたように、今現在で特に住民の方からクレーム等はいただいておりませんので、大きなトラブルにはなっていないという認識はしております。

○委員：4時というのはあまりにも早い時間ですので、もし可能であれば御検討ください。

- 設置者：はい、分かりました。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 委員：届出書の別添図面3を見ますと、ドラッグユタカさんの隣に店舗誘致予定地と書かれているのですが、こちらについては何か利用されているのか、もしくは今後予定があるのでしょうか。
- 設置者：今現在では、具体的な予定は全くございません。正直、何か検討している段階でもないです。
- 委員：今は駐車場として利用されているのでしょうか
- 設置者：はい、そうです。
- 委員：駐車場の利用時間を延長されるということですが、延長される範囲は、ここの店舗誘致予定地も含めて延長になるのでしょうか。
- 設置者：そうです。
- 委員：それに伴っては、特に周辺に影響はないということですね。
- 設置者：そうです。
- 委員：近隣に小学校や幼稚園、高校があるようですが、児童の登下校において何かトラブルがあったとか、そういったことはなかったのでしょうか。
- 設置者：届出書別添図面2に小中学校の通学路を示しておりまして、通学路としては店舗前の歩道を渡っているようですが、特に通学している児童と事故があったことはございません。
- 設置者：こちらにドラッグユタカさんができたのは、少し前になるのですが、その計画を立てた段階で、地元の小学校、中学校に伺いまして説明をさせていただきました。その中で、我々も気をつけますが、学校においても生徒さんの御指導をよろしく願いますと話をしまして、それには御理解をいただいております。
- 委員：分かりました。
- 会長：他に、いかがでしょうか。
- 私から1件、欠席の委員から意見を預かっておりますので代わりにお尋ねします。従業員用の駐車場は敷地奥の住宅地に近い方にあり、従業員の方も深夜に帰られることもあると思いますので、従業員に対する騒音をなるべく出さないような御指導もぜひお願いいたしますという意見があります。現状で何かされていることはありますでしょうか。

○設置者：今のところ、近隣住民の方から夜間の騒音や照明についてのクレームはいただいておりませんし、従業員にも住宅地が近いので、気をつけるようにという指導はしております。

○会長：深夜に帰られる従業員の方は何人ぐらいですか。

○設置者：3名程度です。

○会長：はい、分かりました。

他に、いかがでしょうか。

それでは、委員さんから御質問がないようでしたら、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：続きまして、ケーズデンキ長浜店につきまして、お願いいたします。

「ケーズデンキ長浜店」（法第6条第2項 変更）

○会長：それでは、ケーズデンキ長浜店の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明をお願いいたします。

○設置者：それでは、届出の概要につきましては、事前に事務局より御説明があったと聞いておりますので、届出に当たりまして配慮した内容について御説明をさせていただきます。

今回の変更届出は、店舗の開閉店時刻の変更になります。このため、開店時刻の繰り上げにつきましては特に交通環境への影響、閉店時刻の延長につきましては、周辺住居への騒音の影響に関しまして、特に配慮した事項について御説明をさせていただきます。

まず、営業時間の変更につきましては、特に平日につきましては、朝方の交通量、夕方の交通量、いずれも一日の中で交通量が多くなる時間帯に該当してございます。ただし、当該地域周辺の交通状況を調べると、朝方に比べて夕方の交通量が多いと推測しております。

そのような中で、今回も朝方の営業時間を繰り上げするに際し、実際に店舗周辺の交通量に大きく負荷がかかるような状況ではないと考えております。当該店舗の来客動向を整理すると、平日の朝方で約20名、休日で約30名、お客様の数自体が1時間当たりこれぐらいの人数であるので、100%車で来店されたとしても、20台あるいは30台が店舗からの発生交通量と推測されますので、現状交通量に対する影響は非常に少

ないものと考えております。ただし、当該店舗の変更によって周辺交通に影響が出る場合には、関係機関と協議の上、対策を検討してまいりたいと考えております。

一方、営業終了時間の延長につきましては、特に夜間時間帯に出庫車両が出てくるので、周辺的生活環境への騒音の影響が出てまいります。届出書に記載のとおり、騒音評価におきましては等価騒音レベルでは全地点で環境基準をクリアしてございます。ただし、夜間最大値につきましては周辺への配慮が必要であるということで、午後10時以降、店舗の駐車場北側を利用制限する計画としております。

営業終了時間前から事前に、建物下「ピロティ駐車場」の北側のエリアにつきましては入場を制限させていただきまして、午後10時以降には車が通行しないような運用計画としております。規制開始時刻につきましては、営業終了30分前という形で届出書には記載をさせていただいてございますけれども、実際の規制時間につきましては来客動向を勘案しながら考えてまいります。

出庫車両に伴う騒音の影響については、駐車場の出入口で夜間最大値の基準を上回る結果となっております。騒音予測地点 a、f が駐車場の出入口に該当してございますので、こういったところで夜間の出庫車両の騒音が規制基準を上回る結果になってございます。ただし、実際に住居の立地している地点、あるいは道路の対側で再検証してまいりますと、その規制基準内という結果になってございます。

また、現状の来客動向から見てまいりますと、午後10時以降の出庫車両も非常に少ないと見込んでおります。したがって、夜間騒音の影響は非常に少ないとは考えてございますけれども、周辺の住民様から苦情等が生じれば対策を検討してまいりたいと考えております。また、店舗周辺に新たな住民生活環境が創出されるような土地利用になれば、対応を検討していきたいと考えてございます。

長浜市さんからも御意見をいただいております。「交通環境の保持に関して留意すること」ということでございますけれども、先ほど御説明したとおり、今回の変更に伴う来客車両等の発生というのは非常に少ないと見込ませていただいております。仮に店舗の来客に伴って周辺交通に支障が生じた場合には、関係機関と協議をさせていただいて、適切な対応をしていきたいと考えてございます。

このほか、説明会の実施状況について御説明させていただきます。説明会は、一回説明会開催させていただいております。4名の出席者がございまして、2点御意見が出てきております。

1点目が、確認事項でございます。変更日の確認ということで、営業の体制を整えれば変更させていただきますと回答させていただいております。

2点目が、生活スタイルあるいは季節に応じて柔軟な営業時間の設定をお願いしたいと。これは、ご発言者様の私的な御発言というところもあるのですが、地域や季節によっては営業時間の前倒しでありますとか、逆に、後ろに設定しても良いのではないかとこの提案を受けてございます。

以上が説明会での内容でございます。

その他、事前に店舗の営業時間を変更してございます。変更後の状況につきまして、ご説明させていただきます。

○設置者：従来、弊社の方が営業時間午前10時から午後9時で営業しておりまして、今回変更させていただく中で、あまり急激な営業時間変更は店舗運営上もよくないですし、お客様のにもよくないと判断しまして、まず現状の午前10時から午後9時の営業時間を午前9時半から午後8時半に、30分だけ前にずらした形で5月1日から営業させていただきます。

店の方にヒアリングしたところ、行動開始が早いお客さんからは、早くから店が開いているので助かりますと喜んでいただいているようです。この夏も、猛暑が続いてエアコン等、いち早く注文したいというお客さんが結構殺到されたと聞いております。競合店さんが長浜市に2店ございますけど、現状は2店とも10時に開店されており、9時半に開店することで、お客さんには喜んでいただいている状況です。

午前9時半から午前10時までの来客数と、午後8時から午後8時半までの来客数をアバウトに、カウントするとやはり朝方の来店の方がかなりいい影響を与えている状況です。

営業時間を変更したことについて、近所の住民からは何も苦情は頂いておりません。

簡単ですけど、このような状況でございます。

○会長：はい、ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆さんから御質問いただければと思います。ケーズデンキ長浜店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員：朝の開店時間変更については色々な効果があるという御説明がありましたが、夜の閉店時刻延長については何も説明がなかったですね。閉店時刻については変更しなくて午後9時までであれば、騒音の夜間最大値が全く超過しないと思うのですが、閉店時刻も変更しなければいけないのでしょうか。かなり効果が見込めるのでしょうか。

○設置者：今回、夜間の営業時間の変更も届出させていただいているのは、特別セールといたしますか、繁忙期においてもお客様が来られるタイミングがございます。そういった中で、長い時間で買い回りいただくことも一つの営業戦略でございます。年間に一回でも、法律上は営業時間を変更しておかなければならないので、今回、営業時間の変更もさせていただきますいております。

今後、種々の検証も必要になってこようかと思うのですが、夜の9時閉店が通常の営業スタイルになるのか、繁忙期と言われるときだけ営業時間を長めにするのか、営業を積んでいく中で、検証させていただきたいと思います。

○委員：様子を見て、また元どおり午後9時閉店にされることもあるということでしょうか。

○設置者：あり得ますし、閉店時刻をより遅くすることもあり得ると思います。

○委員：それから、騒音予測地点fについては、f'も夜間最大値が規制基準値を超えている訳ですね。それはどうしてでしょうか。f'まで離れたところで測らないと、規制基準を満たさないということでしょうか。

○設置者：そういうことになります。f地点については自動車の出入口になります。どうしても音の関係でいきますと、距離が一つのファクターになってまいりますので、今のf'地点では、基準を満たさない距離になってございますので、f'地点が、実際の住居の位置で、その位置までいきますと基準をクリアすることになります。

○委員：f'地点は、住宅はないのですか。

○設置者：はい。現状、住宅はございません。仮にここに住居ができると、それに応じて店舗も、対策を考える必要があると考えています。

○委員：分かりました。

○会長：よろしいですか。

私から1件。本日欠席の委員から質問を預かっておりますので述べさせていただきます。今回、営業時間を前倒しされているので、店舗周辺の通学路の指定状況は把握されているのでしょうか。もし把握されているのであれば、何か対応等をされているのでしょうか。

○設置者：通学路の指定状況からいきますと、店舗の南側、あるいは東側といったところは通学路に指定されてございませんので、特段影響は出てこないと考えています。

○会長：わかりました。今の開店時間は午前9時半ですね。

○設置者：そうです。

○会長：届出書上の開店時間は午前7時半と書かれているので、もしその時間から営業開始されると、通学する児童へ影響が出るかもしれませんので、ご注意下さい。

○設置者：当然、店舗周辺を児童が通られている状況を確認できれば、店舗の運営としても、通学路対策を検討していかなければならないと思いますので、今後の営業の中で、前面道路の状況を把握していきたいと思います。

○会長：もう1件、私からいいですか。

今回の営業時間の変更とはあまり関係ないかもしれませんが、出入口①が国道8号に面しており、北新町交差点の手前に設置されていますよね。図面で見ると、分離帯もなく、右折入庫出来る状況だと思うのですが、現状、営業されていて、交通安全上の問題はないでしょうか。例えば右折入庫の進入等を防ぐような対策は何かされていますでしょうか。

○設置者：出庫に対して、出入口①に右折禁止のサインを掲示させていただいておりまして、出入口での交通支障は、特段聞いていない状況にあります。

○会長：現状はそのような案内看板で、誘導できていると理解してよろしいですか。

○設置者：そのように理解してございます。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：先ほどの学校に関連して図面を見ると、第一種中高層住居専用地域計画地の北東に、湖北報恩会長浜学舎が立地しているようですが、こちらはどのような施設になりますでしょうか。

○設置者：把握できておりません。

○委員：そちらは、通学が発生するような学舎になるのでしょうか。事務局から、補足でも結構です。

○事務局：事務局の方も把握できておりませんので、一度確認をさせていただきます。

○会長：名前だけからは、どのような施設か分からないですね。現地を見ていただいて、もし子どもさんが通学するような施設であれば、少し気をつけていただければと思います。

○設置者：そうですね、はい、分かりました。

○会長：よろしいですか。

他に、いかがでしょうか。

ないようでしたら、ケーズデンキ長浜店に関する質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：それでは、3件目の（仮称）コメリパワー栗東店の設置者から、お願いいたします。

「（仮称）コメリパワー栗東店」（法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、（仮称）コメリパワー栗東店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響や配慮事項につきまして、10分ぐらいで御説明をお願いいたします。

○設置者：初めに、住民説明会の状況等について、簡単に御説明をいたします。こちらの5条1項に基づく届出の説明会に関しては、平成30年5月11日に実施させていただきました。この説明会におきましては、住民等の出席者は計13名ではございましたが、その際に住民の方から陳述・意見等はございませんでした。

ただ、住民の方々からの意見書ということで、御意見を頂戴しております。

まず頂いた意見が、今回の計画店舗の必要駐車台数の算定根拠等に関して疑義があるということです。

必要駐車台数については、届出書類の別途資料欄にある類似店舗の比較表について、2点意見をいただいております。1点目は、平均所得や年齢別人口、人口密集度など小売店舗の顧客数が大きく影響を受けるであろうこれらの要素が考慮された上での類似店舗の抽出を読み取る事ができないということです。

2点目は、館山店との比較では、行政人口が栗東市の方が40%程度多く、また12時間交通量は、栗東市の方が約2倍になっており、店舗面積は栗東店の方が15%程度少なくなっているが、駐車台数が館山店より栗東店が少ないことは理解できませんということです。

当該計画に際しては既存類似店舗のデータ等の根拠をもとに必要な駐車台数の算出を行っておりますが、既存類似店舗については、店舗の特性および立地する地域の実情をもとに、類似性のものを確認しております。現在、滋賀県内ではコメリとして26店舗が営業しておりますが、今回の計画店舗と同業態であるコメリパワーの業態については1店舗、水口の店舗のみです。ただ、水口店におきましては、その他小売店舗の複合施設であることから、計画店舗との類似性が認められないというところがございます。

そこで今回、データ等を根拠とする選定店舗については、すべての特性について計画店舗との類似性が認められるものではないということは御指摘のとおりではございますけれども、その点を補完できるように、全国で展開しておりますパワー業態の複数店舗、計3店舗を選定しております。いずれの項目においても、計画店舗の特性は選定した類似既存店舗の特性の範囲内に位置しているということ、また計画店舗の駐車台数の算定においては、当該調査結果のうち、最も安全側となる値を抽出して今回の計画店舗の必要駐車台数を算出しておりますので、そこについては妥当性があるものと考えております。

算出根拠を提示するに当たって、各店舗の利用実態調査を行っております。調査が実質一律というところに関して、妥当性に疑義があるという御意見になっております。

実態調査の実施方法に関して、こちらも御指摘のとおり実態調査の実施日は一日のみというところではございますが、各店舗の日来客数の実績データ等をもとに、年間の中でこの調査日が特異な日ではないということを確認した上で、根拠として提示をさせていただきます。

次に、今回の計画施設開店後の周辺交通予測の結果について、こちらも妥当性に疑義があるという御意見をいただいております。

「国道8号に合流する上鉤信号については、下鉤方面から国道8号に合流するJR草津線の高架上は交通渋滞が多いことは御承知いただいていると思います。特に右折車両が多いときには、信号に再度待機する事態も以前から慢性的に発生しております。この

ような渋滞状況の中で、同社独自の数値を用いた疑問が残るデータが基準となった結論は、慢性的な渋滞が発生している現状を考えた場合、信頼性は少ないと言わざるを得ません。大変よくない言い方と承知しておりますが、同社の出店実現のために、措置を恣意的にコントロールしているように見えてなりません。」という御意見をいただいております。

それに対しての我々の回答は、

「まず、計画店舗の開店後における周辺の交差点の交通処理予測に関しては、現に一般交通路の調査を実施いたしまして、当該データに基づき検証を行っております。現況交通量の調査に際しては、事前に交通管理者等と協議を実施いたしまして、調査地点であるとか、調査実施日の選定を行っております。

また、各調査地点におきましては、平成22年時および平成27年時の道路交通センサス等のデータをもとに、今回我々が実施いたしました調査結果が近年の交通流動の傾向と比較して大きな乖離が見られないということも事前に交通管理者、また栗東市さんと協議の上、確認をしております。

したがって、現況交通量の調査結果とか将来の交通処理予測の結果を弊社等で作為を行っているという事実はございません。その上で、現状、計画地周辺において道路混雑が生じていることは十分認識をしております。本計画におきましては、事業敷地内に開発道路を整備するとともに、駐車場内には十分な滞留スペースを確保することで、前面道路を通行する一般車両への影響を抑制いたします。

また、計画地に隣接する交差点においては、今後、西側の流入部に右折車線が新設される予定であることを、栗東市の方に確認をしております。

その他、開店後におきましては、状況に応じて交通整理員の誘導や案内を行うとともに、当該店舗の来店車両に起因する混雑、その他安全上の問題が生じた場合は、道路管理者および交通管理者等との協議を実施し、適切な対策を講じてまいります。」という回答になります。

続いて、お配りしております図面を御覧いただけますでしょうか。今回、5条1項に基づく届出を行った後に、交通管理者、特に警察本部さんの方から交通安全等に係る御指摘をいただきまして、一部、交通誘導の方法に関して変更を予定しております。まず

は、お手元の資料の建物配置図および立体平面図、変更前で示しておりますものを御確認ください。

この変更前が現況届出時のもので、出入口は合計3か所ございます。主として出入口①番、出入口②番を運用する予定としております。

当初の計画では、出入口①番に関しては、すべて直近の交差点予定地で左折入庫、また退店に関しては右折出庫をして、入店時と同じ交差点を經由して退店。出入口②番に関しては、新設が予定される市道と県道の交差点から左折で入った後に、出入口②番を右折入庫。退店時においては、出入口②番を左折出庫した後に、入店時と同じ交差点を左折して退店するという事で計画しておりました。

今回、新設予定の市道と県道との三叉路の交差点において車両の交錯の懸念等が生じるということで、県警本部の方からご意見をいただいております、こちらを回避するよう入出庫方向の変更を予定しております。そちらが、変更後の図面に記しております。

出入口①番の運用は変わらず、出入口②番を、左折入庫、右折出庫という形で誘導方法を変更いたしました。具体的な誘導方法に関しましては、駐車場内の路面表示、また駐車場内に設置する誘導看板等で実効性を確保してまいりたいと考えております。

また、この入出庫方向の変更に関して、広域の車両誘導は大きく変わらないと考えてはおりますが、出入口②番の誘導が変わることによって、直近の信号交差点に若干の影響負荷が生じるものと予測をしております。その影響に関して予測評価を行ったものを、後ろの図面に添付をしております。

今申し上げましたとおり、直近の交差点C、図面の中では名称を交差点Cとしております。こちらの部分にすべての来店時、退店時の車両を集約して誘導する経路として変更いたしました。開店後、現況の需要率としては、土曜日において0.480、日曜日において0.462、月曜日においては0.520ということでございました。

来退店経路の変更後の予測においては、土曜日において0.552、日曜日において0.545、月曜日において0.575ということで、若干増加しております。しかし、いずれの調査日におきましても、すべて需要率0.9を下回っておりますので、今回の変更に関して大きな影響はないと予測をしております。

以上、簡単ではございますが、補足の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さんから御質問いただければと思います。

(仮称) コメリパワー栗東店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員：騒音についてお尋ねします。等価騒音レベルによる予測について夜間でマイナスの値が出ていますが、それはどうしてでしょうか。

○設置者：今回、等価騒音レベルにおきましては、昼間（6時から22時）まで、夜間（22時から6時）まで、それぞれの項目について予測をしておりますが、現況において届出事項の記載のとおり、コメリとしては営業時間を午前7時から午後9時まで、駐車場の利用時間を含めて午前6時30分から午後9時30分までということで、運営に関しましては夜間にかかる営業というものは想定しておりません。

○委員：そうです、問題はないと思うのですけれども。

○設置者：また、店舗の業態として生鮮食品等を取り扱う予定はございませんので、空調機、換気設備、その他を含めて基本的にすべての設備はほとんど夜間の稼働はありません。

今回、予測の対象としておりますのが、24時間稼働する設備としてキュービクル1か所を予測の対象としております。このキュービクル自体は、騒音レベルがもともと小さいということと、敷地が非常に広くて各予測地点まで十分距離減衰が取れるということで、距離減衰の減衰量を考慮した結果、計算上の表記としてマイナスの値になっております。

○委員：計算上こうなったというのではなくて、現実の予測値がどこか分からないのですが、そこで色々な騒音があると思いますので、この値は出てこないと思うのです。

○設置者：御指摘のとおり、暗騒音を考慮すると実際にマイナスということはあり得ないかと思いますが、単純な計算上で、キュービクルが持っている騒音のパワーレベルから距離減衰を作動いたしましたところ、計算上の結果としてマイナス表記が出てしまっているという状況でございます。

○委員：そういう御説明がないと、この地点で、お昼もそうですけれど、夜間も実際にそのレベルを測ると、現実とは全く違うレベルだと思うのですね。それで環境基準を満

たしているとか、満たしていないとかということは言えないと思いますので、御説明を追加していただかないと理解できないと思います。

○設置者：承知いたしました。マイナスの表記とさせていいただいているところに関しては、表記方法を再度検討させていただいた上で、周辺への音の影響がこの地点に関しては非常に少ないということを考えている根拠を改めて説明させていただくようにいたします。

○会長：よろしいですか。

○委員：はい。この値では非常に奇異を感じます。

○会長：すみません。私は騒音の計算はよく分かってないのですが、計算上、式に当てはめると、マイナスの値が出てしまうということでしょうか。

○委員：このキュービクルのパワーレベルから予測地点までの距離減衰を考えたら、マイナス値になるということだと思えるのですが、この地点での実際のレベルは、全く違うと思います。マイナス数字の意味するものをきちんと書いていただかないと理解できないと思います。

○会長：わかりました。

他に、いかがでしょうか。

○委員：この立地計画店が東海道新幹線に隣接している訳ですけども、騒音の予測計算をするときに、新幹線通過時のバックグラウンドの騒音をどのように加味して評価しているか、教えてください。

○設置者：新幹線通過時の騒音についてですか。

○委員：はい。新幹線通過時のバックグラウンド騒音があるはずですけども、それを加味しているのか、していないのか。していないとしたら、それで大丈夫なのか。その点について教えてください。

○設置者：あくまで今回、大規模小売店舗立地法に基づく届出をさせていただくに当たりましては、予測される騒音源のうち、合理的に予測できるものを予測するという考えのもと進めていますので、店舗施設敷地内から発生する音以外のものに関しては、予測の対象として評価は行っておりません。

○委員：それで、十分に生活環境が保全されるという見解は、いかがでしょうか。

○設置者：新幹線に関するのでしょうか。

- 委員：はい。新幹線が通過するときに、夜間も含めて暗騒音、バックグラウンドとして上がっている訳ですね。それも含めた事業による誘発交通がオンされて、実際に生活している人は騒音に暴露する訳ですけども、その点についての見解はいかがでしょうか。
- 設置者：その点に関しては、すみません。繰り返しになりますが、検証はしておりません。この予測根拠の中に新幹線も含めた一般騒音というものは加味せず、あくまで店舗敷地から発生する騒音源のみを検証しております。店舗から発生する騒音源に関して影響は少ないものということで、そのように評価をまとめております。
- 委員：分かりました。水掛け論になりますので、これ以上は言いません。
- 会長：事務局に確認ですけど、この騒音の計算というのは、あくまで店舗立地に係る騒音だけを計算するという理解でよろしいですか。
- 事務局：大店の指針は、そうなっています。
- 会長：例えば、周辺に何か他の騒音源があった場合に、それを加味して考えるということにはなっていないということでしょうか。
- 事務局：現況騒音の計測等は、強いてはいないです。
- 会長：そうすると、大店の指針にのっとなって計算すると、敷地内からの騒音だけを計算するという理解ですか。
- 委員：今のお話に追加させていただきますと、その住民が暴露される音については、その地域にある今の新幹線も含めたものと、店舗から出る音と両方合わせたものを聞いて、感じている訳ですよ。ですから、本当は新幹線が走っていて、さらにここから出る音がプラスされたら、住民はどう感じるかということを、全くここでは考えないということになっているのですね。
- 事務局：現況騒音に関しては、現状はそのような解釈になります。国道沿いだとか、そのようなところに店舗が立地するケースでも大きな現況騒音等は発生していると思うのですが、大規模小売店舗立地法においては、小売店を立地したことによって発生する騒音源の周辺環境への影響というところで評価をしております。
- 会長：指針上そのようなやり方で、今のところ事業者さんもそれで計算すると、そういう状況ですね。

○委員：通常の大規模施設のアセスメントですと、そこは加味して、その上でアセスをして、環境基準との照合を得る形になります。大規模小売店舗立地審査においては、そこまではしていないということで理解しました。

○会長：むしろ我々が使っている指針の、ある意味、課題点になりますね。

交通も同じで、交通は今でも現況交通量に開店時の交通量を足して予測しているので、騒音も、そのように考えたら同じかと思います。

他に、いかがでしょうか。

○委員：分からないので、簡単な質問です。本日説明された意見は住民の方から提出された意見ですか。

○事務局：届出書の縦覧期間中に住民の方から意見の受付を県でしており、郵便で送られてきたものを、住民からの意見という形で公表しております。事業者さんにも、こういった意見が来ましたということで、公表させていただいております。

○委員：はい。そうすると、この意見を受け付けたのは、県ですね。

○事務局：そうです。

○委員：では、県に質問します。意見の中に、「他県では、当該内容が肯定されるのかもしれませんが、滋賀県が前例に従う必要はないと思います。」という意見があります。今回の件は、前例に従っていないのですか。

○事務局：こちらで指摘されているのは、駐車場の台数と交差点飽和度に関する内容ですが、交差点飽和度に関しては、大規模小売店舗立地法の指針に基づいて計算をしておりますので、他の自治体と齟齬が出ていることはありません。

また、駐車場台数に関しては、既存の類似店舗の実績をもとに計算されておりまして、類似店舗の妥当性に関しては、各自治体が判断することになっているのですが、今回届出されている内容については、県としても妥当性があると判断しているので、届出書も受理しております。

○委員：問題はないということですか。

○事務局：はい。

○委員：コメリさんには関係ないのですが、駐車場台数に関しても、届出台数が結構多くて途中で少なくするという例もありましたよね。そうすると、今回のように現場に即した計算の方がいい訳ですよ。

- 事務局：そうですね。コメリさんは業種がホームセンターで、一般のスーパーマーケット等とは違う業種で、単純に店舗面積で計算はなく、実態に即した計算方法ができますので、今回このような届出をされております。
- 委員：これでオーケーだということですね。分かりました。
- 会長：以前からの審議会でも時々、話題になりますけど、ホームセンターの場合は、このような形でよく届出されます。それ以外の業種についてもおそらく、店の業種によって1㎡あたりの駐車台数は、おそらく全然違いますね。それが指針の計算式が一律になっているのが、駐車場が余ってしまう原因ではないかと思います。
- そういう意味では、業種に応じて算定式を変えていくことなどが必要になると思います。では、業種ごとに算定式を変える場合に、今日の意見の内容にも少しありますけど、どこまで類似性を考慮したらいいのかという話が今度は出てくるのではないかと思います。
- 委員：滋賀県で、他にも開店されていますよね。その計算はどのようにされたのですか。
- 設置者：水口店は、隣にスーパーマーケットや飲食店が入っているので、今回の栗東店とは類似しておりません。ただ、現状の水口店も駐車場はがらがらで、少し多すぎたかなという印象です。
- 委員：駐車場について、必要以上に多く台数設置しないといけないというのは厳しいことですか。
- 設置者：そうですね、やはり何も生産性を生まない土地になりますので。
- 委員：借地を駐車場にしている例もあるのですね。
- 設置者：うちは指針の30%ぐらいあれば、オープンから四日間はいっぱいになります。四日以降、いっぱいになったためしがない。指針の30%あれば十分だと思います。
- 委員：少し多めに言っても、50%。
- 設置者：50%も要らないですね。
- 委員：はい、分かりました。貴重な意見です。
- 事務局：今の話はホームセンターの話で、普通のスーパー等とは違いますので注意ください。

○設置者：そうですね。ちなみに、この前に御審議していただいたコメリパワー米原店が今朝オープンしまして、本日から木・金・土・日、四日間は駐車場がいっぱいになると思うのですが、その後はおそらくいっぱいにならないと思います。

○会長：そうすると、コメリさんとしては、今のところ県各地に店を持っておられますよね。全体的に見て指針の30%程度あればという感触で持っておられるということですね。

○設置者：今回お示しした根拠のデータの中では、指針の原単位等を用いた必要駐車台数に対して、5分の1から6分の1ぐらいを必要駐車台数として示していますので、実態としてはそれぐらいというところがあります。しかし、それではあまりにも差異がありますので、今回は検証上の必要駐車台数が150台程度ではあるのですが、倍近くの届出台数で、安全側の台数を確保しております。

○会長：わかりました。

他に、いかがでしょうか。

本日欠席の委員がおり、質問を預かっておりますので代わりにお尋ねします。本日説明いただいた誘導計画を変更する前の資料を見ての質問です。質問としては、交差点Cで、以前の資料では、信号制御有無の両ケースについて交通量予測の計算がされていると思うのですが、ここについては新たに信号が設置されるという理解でよろしいですか。

○設置者：そうですね。今回、この開発道路が最終的には栗東市の市道として認定される予定と伺っております。新設される南側の流入部に対しても信号機が設置される予定だということで、担当者から伺っております。今回の検証上は、あくまで現況の三叉路の交差点の中で運用されている状況の信号現示を踏まえて、あくまで想定という形で信号現示を入れて検証させていただいています。

○会長：欠席委員の意見としては、この交差点では信号有の制御をした方がいいという意見だったので、そういうことであればいいかと思います。

もう1件、私から追加で、今のCという交差点の北西側に新しく三叉路ができますよね。本日の誘導計画の説明では、ここは基本には使わないという想定ですが、実際には道路があるので、ここを通る人もいるだろうと思います。その場合に、交差点Cの右折レーンの途中で右折で進入する形になり、安全上危ないと思うのですが、この三叉路交差点から県道への右折を防ぐような対策は何かあるのでしょうか。

○設置者：はい。今回、交差点の改良の中で、西側流入部に対しては右折レーンが新設される予定であります。その設計を変える中で、ゼブラゾーンを設けてその上に、ポストコーンを設置される予定だと警察の方から伺っておりますので、物理的に右折はできないものということで計画をしております。

○会長：分かりました。

○設置者：あと、三叉路交差点の店舗敷地側の流入部に関しては、草津市さんのお話の中で、左折の交通指示標識が付けられる予定だと伺っております。

○会長：分かりました。では、もう1点、私からいいですか。今回の誘導経路は、基本的には幹線道路を通られるということですが、店舗周辺には以前からの住宅地があり、抜け道として使われる道路もあると思います。そのような生活道路に、誘導しない対策は、何かお考えでしょうか。

○設置者：お手元の建物配置図の新設三叉路のところに、青い丸の点を示しております。ここに看板を設置する予定にしているのですが、周辺の生活道路への進入を抑制する注意喚起看板も設置する予定にしております。

ただ、あくまで店舗敷地内のお客様に対しての来店車両誘導の看板の一つということで、これだけでは実効性に疑義があるという話は、これまで地元自治会さん等々、数回の任意の会合の中で、意見は挙がっております。その会合には、栗東市さん他行政関係の方々も同席していただいている中で、生活道路と呼ばれる限り、栗東市さんの方も、注意喚起看板の設置を検討されるという発言をされておりました。

○会長：はい、分かりました。

他に、いかがでしょうか。

ないようでしたら、質問の方はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：そうしましたら、少し休憩を入れたいと思います。5分ぐらいでよろしいですか。では、36分なので、42分ぐらいに始めるということにしましょうか。

〔15時36分 休憩〕



〔15時42分 再開〕

○会長：再開させていただきます。

では順番に審議を進めていきたいと思えます。

○事務局：すみません。先ほどケーズデンキ長浜店さんの審議の中で、北東に立地している社会福祉法人湖北長浜学舎の件でご質問を頂きましたが、事務局で内容確認しましたところ、生後4か月から就学前までの児童を預ける保育園施設でした。20名程度を預けられる施設ではあると思うのですが、4か月から就学前までなので、恐らく歩行で来られる方は少なく、車で来られる方が多いとは思えますので、店舗立地に大きな影響はないのかと思えます。以上です。

○会長：今の件は、よろしいですか。

○委員：はい。

○会長：では、審議の方にいきたいと思えます。

まず、平和堂日夏店の届出内容につきまして御審議いただければと思えますが、いかがでしょうか。こちらは、閉店時間の変更ということで、騒音の夜間の最大値を超えている部分があることと、駐車場の一部を夜間閉鎖するというので、その辺の実効性の確保等がポイントだと思えますが、いかがでしょうか。

では、いつものように案を読み上げますので、それを受けて、御意見をいただければと思えます。

まず、「意見はなし」でよろしいですか。

付帯意見として騒音について、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、駐車場No.1、No.2については、22時30分以降、確実に閉鎖すること。」、騒音と駐車場夜間閉鎖に関する文言を入れてはと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、平和堂日夏店につきましては、このような形にしたいと思えます。

続きまして、ケーズデンキ長浜店について審議をしたいと思えますが、いかがでしょうか。こちら閉店時間の変更ということで騒音の問題があるかと思えます。

また案を読み上げますので、ご確認ください。

まず、「意見はなし」で、よろしいでしょうか。

付帯意見として、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、駐車場の夜間制限区域については、21時30分以降は閉鎖すること。」と、そのような形でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは3件目、コメリパワー栗東店につきまして御審議いただければと思います。こちらは交通の話がいろいろとありましたが、いかがでしょうか。

ポイントとしては、駐車台数が指針の台数よりも少ない台数ということと、出入口の誘導等の話があったかと思いますが、そのような内容の話でよろしいでしょうか。

それでは案を読み上げますので、それをお聞きいただいて御確認ください。

まず、「意見はなし」で、よろしいでしょうか。

付帯意見として交通に関する意見を3点挙げます。1つ目が駐車台数について、「今回の届出における駐車台数は大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る台数になることから、駐車場の使用台数に不足が想定される場合または生じた場合には指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。」と、駐車台数についてのいつもの文言ですがいかがでしょうか。

2つ目が入出庫について、これも案を読み上げますと、「各出入口における入出庫方法の実効性の確保および交通安全への配慮のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面標示を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他適切な方法による十分な対策を講じられたい。特に来退店車両の周辺的生活道路への進入防止のため、適切な位置の経路誘導看板の設置や交通整理員の配置等、車両誘導の実効性の確保対策を講じられたい。」と、入出庫の誘導の話と周辺的生活道路への流入の防止を付帯意見として入れてはと思いますが、いかがでしょうか。

3点目として、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路交通への影響を緩和するため、特に開店時での繁忙日においては、交通整理員の適切な人員配置およびチラシによる周知など、来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により十分な交通対策を講じられたい。」と、これは広域範囲の交通誘導というあたりの付帯意見を入れてはと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、このような形で付帯意見を付けることにしてはと思います。

よろしいでしょうか。

- 委員：住民からの意見の内容で、最後のところの質問は県に対して言っているのですよね。
- 事務局：そうです、前例に従う必要はないと県に対して意見を言われております。
- 委員：この意見を提出した人は、県に言っているのですね。コメリさんに言っている訳ではないですよね。
- 会長：そうですね。コメリさんに言っている話と、県に言っている話が両方、この文章の中に入っていますね。最後のあたりは県に対して言っていますよね。
- 委員：この意見に対して、県はどのように対応するのですか。
- 事務局：基本的に、住民の方から頂いた意見については、県意見を形成するに当たって、住民の方からの意見も配慮した上で、県意見を形成するという位置づけになっております。県もそうですし、事業者の方でも、頂いた意見についての回答を住民の方に何かお示しする等の対応は特に実施しておりません。
- 委員：そうすると、これはパブリックにはならないのですか。
- 事務局：このような意見が来ましたということは、パブリックにしております。
- 委員：この書類は、設置者から聴き取って、県の方で入力したものでしょうか。
- 事務局：設置者の方が今日の審議会に当たって、回答を用意されたものになります。
- 委員：誰がこの書類を入力するのですか。
- 事務局：出てきた意見を県が受け取りまして、パブリックなものにした上で、事業者さんにお渡ししました。お渡ししたものをもとに、このペーパーは全て設置者さんが作成されたものになります。
- 委員：そうすると、私がこだわっている駐車場台数の件について、これは県が答えないとけない訳ですね。
- 事務局：いいえ。駐車場台数が適正かどうかというのは、設置者さんが、住民の意見に対して答えているという話になります。
- 委員：「滋賀県は前例に従う必要はない」という住民意見に対しては、設置者が答えたのですか。

- 会長：すみません。届出内容について、住民さんから意見を募集する訳ですね。そのときは、誰に対する意見として募集するのですか。設置者に対する意見として募集をするという理解でいいのですか。
- 事務局：そういうことです。あくまで設置者に対する意見です。
- 委員：ということは、この住民の意見は、少しピントがずれていると。
- 会長：そうですね。県に対する意見が混じっていますね。
- 事務局：県は、そういう意見等を配慮した上で、県としての意見を、審議会を経た上で出すという形になります。
- 委員：一部は、僕は設置者が答えられないと思いますね。
- 会長：そういう意味では、県の方でフィルターをかけるのがいいのでしょうか。
- 委員：県の対応というのが、あってもいいのではないかと思っています。
- 事務局：このペーパーは、あくまで建物設置者が答えている内容ですので、県に対して質問されているもの分については、答えておられません。
- 県としては、このような意見もあったということ踏まえて、最終的に判断をすることになります。
- 委員：そうすると、いろんな意見が来るけど、取捨選択して、直接、設置者が答えられるもののみ載せないと誤解を与えますよね。
- 事務局：これは、設置者さんがこの審議会のためにつくって付け加えたペーパーです。
- あくまで設置者さんが、住民からこういう意見が出たので、このように考えておりますと、この審議会でも答えてもらったらいいことです。
- 委員：そしたら、この意見については、県はどう答えるのですか。
- 事務局：こういう意見があったということ踏まえるということだけで、特にこれに対して、積極的にこの場で答えるという問題ではないと考えております。
- 事務局：立地法の指針に基づいて対応しておりますので、地元から関係のない意見含めて様々提出される中で、立地法に関係する意見を、審議する形になります。
- 委員：少なくとも、この人は、今回認めれば、前例と違うことを県は認めることになるのではないかという趣旨で、これを書いていますよね。

- 事務局：あくまで指針にのっとって判断しているということですので、前例に従うというか、指針に従って考えているというところですが、この方はそういう御意見を持っておられるということかと思えます。
- 委員：そうすると、この意見の内容のところは、あくまで設置者が答えるべき項目に絞らないといけないですね。
- 事務局：あくまで個人の方が出されてこられた意見は、全部、パブリックなものです。
- 委員：全部公表しないとといけない。
- 事務局：そうですね。大店法の審査にかかわらないものも当然、今までもたくさん受け付けております。
- 委員：そうすると、住民意見内容は全部載せると。ただし、設置者は、その中で自分が関係することだけを答えればいいという、そういうことになる訳ですね。
- 事務局：当然、市政に関する意見とか、個人の方が、設置者ではなくて、市に対する意見とか、まちづくり全般に関する意見とかを言われている方もいらっしゃいますので、それについて建物設置者が答えろと言われても、それは無理だと思いますので、そのような形になると考えています。
- 委員：分かりました。
- 会長：私からもいいですか。確認ですが、いつも住民の方から意見が出てきますよね。ない場合もあれば、たくさんある場合もありますよね。中には、大店法に関係ないものや、事業者さん宛ではない意見も含まれていたりしますよね。そこは、事務局側で取捨選択して、答えてほしいものだけを事業者さんに渡すのではなく、全部を事業者さんに渡している状態ですか。
- 事務局：今の運用は、基本的にそうです。
- 会長：どういう形で回答するかは、事業者さんの方に任せているという。
- 事務局：基本的に、審議会前までに意見に対しての事業者さんの見解は、事務局に提出してもらおうようにしております。本日の審議の中で、ケーズデンキ長浜さんの時も、長浜市さんからの意見に対して、事業者がどういう考えを持っているかということは話されたと思うのですが、市町や住民の方からの意見に対して、事業者としてどのような見解を持っているかということは、審議会の場で発言してもらおうように、事務局から設置者に事前にアナウンスはしております。

その説明をする中で、本件は内容が非常に多岐にわたり、細かい内容があるので、補足資料として、このようなペーパーを使いたいという事業者からの要望があったので、本日、事業者の方が用意した資料をお配りしたという経緯になります。

○会長：意見の細かいところまでは概要資料に通常は記載がなくて、いわゆる概要だけが載っていますよね。だけど、概要になる前の個別の意見が当然ある訳で、その内容は、事業者さんにも渡っている。その中で、事業者さんの方で取捨選択された内容が審議会の場で話されると、そういう形ですね。

○事務局：そうです。

○会長：その選択は、事業者さんの方に判断してもらっているという理解でよろしいですね。

○事務局：お配りしています概要資料の中に載っていると思うのですが、例えばコメリさんでしたら、概要資料の34ページに、住民等からの意見の概要という形で書かせていただいております。そこら辺がポイントになってくるので、そこら辺に対して審議会の場で伝えてもらうというような形になります。

○会長：概要内容はそれでいいのですが、もとの意見の全文も事業者さんには伝わっている。

○事務局：個人の名前等は全部消して、意見の内容そのままお渡ししています。

○会長：はい、分かりました。

○委員：追加で。意見を提出された住民に対して県は何も答えてないのですよね。

○事務局：それは答えないとなっていますので。

○委員：答えてはいけないと。

○事務局：審議の参考にさせてもらうということです。住民意見に配慮した上で、審議していただくと。このような意見が出たことに配慮しながら、審議会として意見を出していただくと、最終、県として意見をどうするかということになります。

○委員：要するに、何も答えてないと。趣旨が違うからということですね。

○事務局：頂いた意見をもとに、県としては意見を出すということです。

○委員：住民は、あんまり細かいことは分からなくて、このように質問が出せる訳ですよ。しかし、県が答えるべきではないとすれば、県民とすれば消化不良みたいな話ですよ。何かの形で丁寧に答えるというシステムは県にはないのですか。

○事務局：この審議会の議事概要は全部ホームページに公表しておりますし、見ていただくこととなりますね。今の意見とか、そういうのは全部公開しています。

○事務局：知事への手紙とか、県民からの御意見について広報課の方でまとめて、答えるというシステムはございます。ただ、今回のこの意見については、今ほど参事が申しましたように、この建物設置者に対する意見という中で出てきた意見ではあるのですが、先ほど来申しましたように、こういう意見を参考にして、配慮して、結果として県意見を出すというのが1つの趣旨であります。

今おっしゃっているのは、それぞれの意見に対して、全部答えるべきではないのかというお話だと思うのですが、それについては、全部答えるのが一番いいのだと思うのですが、そういう意見を踏まえて、施策の方に転換していくということは一つの参考資料として。担当課としていただいたという認識はしておるところでございます。

建物設置者に対する意見なので、県としては関係ないというのではなくて、県としても全部意見を見ておりますので、御意見があったと認識しております。今後、大店法の指針が世の中に合わないようであれば、その変更の際の一つの意見として蓄積をさせていただくのかなと思っております。

○委員：この人の質問を読むと、誤解しているのだと思うのです。今までは滋賀県は法に則ってきたけど、今回は違うのではないかとやっている訳です。これを認めたら、実効性が無いのではとも言っている訳ですね。そうすると、この審議会にもかかる話ですよ。審議会が以前は認めていたのを、今回これを認めたら、一貫性がないのではないということにもなりますね。

だから、この意見については、そうではないと否定をして、きちんと説明をどこかでしないと、このまま意見だけがパブリックだと、審議会も一貫性がないと誤解される人も結構いるのではと思います。

○会長：この住民意見に対する、審議会として回答をするシステムをつくるかどうかですかね。

○委員：県は一貫性がないと。

○事務局：一貫性がないというか、ホームセンターは従来からこのようにやっておりますので。

○会長：そうではなくて、この人は県に一貫性がないと言っている訳ですね。その意見だけが公開される訳で、意見に対する県としての見解は返さない状態なので。そのような意見が出ていることだけが記録に残ると、他の住民にも誤解を与えるのではないかという事です。

○事務局：前例に従う必要はないと書いてあるので、今までの流れと違う形で、県が判断してもいいのではないかと意見書からは解釈できると思います。

○委員：私の意見の趣旨は、会長がおっしゃったとおり、この意見書を出されたら、この審議会自身の一貫性がないととられるのではないかということです。

○会長：そうですね。私が思ったのは、事業者さんに回答を求めるような問題ではない意見とか、立地法に関係ない意見は、先に事務局でフィルターをかけて省いた上で、事業者さんに渡した方がいいのではと思いました。何でもかんでも全部渡すと、全部の意見に回答を求める形になってしまうよう住民の方にとられる。

住民さんの意見の中で、立地法に関係する部分を抜き出して、事業者さんに出す方が、この審議会の運用としてはいいのではないかと思います。だから、事業者さんに問うてはいない意見書の最後の文はカットしてもいいのではと、逆に僕はそのように思いました。

○委員：そうですね。取捨選択していたら分かりやすいと思います。

○事務局：そこについては、例えば周辺住民は直接、店舗に対しての苦情ではないけども、そういう考え方をする町であるよという辺の空気感というのも、伝えられる部分でもあるのかなということは、一方であるかと思しますので、そこは事務局の方で一回検討させていただきます。

○会長：他の県はどうしているか分からないので何とも言えませんが、多様な意見が提出される中で、あまり立地法に関係ない意見までも全部事業者に投げるのはどうかということでは思いました。

○事務局：市町からも、立地法に関係ないような開発に絡むような意見とか、そういう内容も出してこられます。それに対して、この意見は大店法に関係ないからと県の方で削ってしまって、実際の課題だけ市町と協議させるのが、いいのか悪いのかという部分もあると思います。市の方からすれば、こういう課題があるということも知ってもらいこ

ともあって、意見提出してきている部分もあると思いますので、そのあたりは少し検討させていただきたいと思います。

- 委員：その場合は、市と県が電話等で調整も可能ではないですか。
- 事務局：そうですね。そこは一回検討させていただきます。
- 委員：こういう意見は削るんだということは簡単に言える。
- 事務局：本当のところ、県としては大店法に関係ある意見を出してくださいという意図できちんと言っております。
- 委員：ある意味、住民から出る意見をどのように扱うかということですね。
- 事務局：住民からの意見を踏まえて、最終的に判断をさせていただくということになるかと思います。
- 委員：最終的に判断というのは、この審議会のことですか。
- 会長：審議会の意見なり付帯意見を決める上で、参考にするということですね。だから、逆に、意見のこの部分は妥当ではないと思ったら、そこは参考にしないという判断をする訳ですね。
- 事務局：そういう形になります。
- 事務局：住民の方も意見を言う機会がここしかないのも、立地法にかかわらない意見もたくさん提出されるというのが実態です。
- 委員：そうすると、やはりいろんなフィルターをかけて、取捨選択されて出した方がすっきりしますね。
- 事務局：それは確かにそうです。
- 事務局：そういう意見だけをいただきたい趣旨で出しているのですが、そうはなかなかありませんで、そこはまた検討させていただきたいと思います。
- 委員：県民とすれば詳しいことを分からずに意見を出します。私も一般県民ですから、色々な形で県に取り上げてほしいとは思いますがね。
- 委員：今の議論で、もしあるとすれば、今日は住民意見の1件についてあえて付帯意見には言及しないという判断をしたということだけど、非常に重たい意見が複数出てきて審議会で議論した結果、これは配慮すべきだとか、やはり原案でよいとか、そういうことを付帯意見に入れるというのは、返し方としては大いにあると思いました。

今まであまりそういう議論をしてこなかったようですが、的を射た貴重な意見が出てきて、審議会で議論した結果、そのとおりだとか、あるいはそうではないという反論も審議会ですということも、課題であると思いました。

○会長：そうですね。この審議会の議事録も公開されている訳ですから、この場で、住民さんの意見について議論されて、結果としてそれが付帯意見なりに反映されたということが分かるようになっていけば、逆に、付帯意見に反映されなかったということも分かるようになればいいかなと思いました。

○委員：全部やり出したら切りがないので、重たいものですね。

○会長：はい。他、いかがでしょうか。その辺の運用はまた御検討ください。

以上で、すべての案件の審議を終えましたので、審議しました結果を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項により知事に答申いたしますので、御了解いただければと思います。なお、知事への答申文の案文につきましては、後日改めて委員の皆様にも確認いただいた上で、答申することよろしいでしょうか。

では、事務局の方から報告事項がありましたら、お願いいたします。

### 3. その他

○事務局：それでは、報告事項といたしまして、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第6条に基づく議決を経ない報告案件が1件ございますので、御説明させていただきます。

お手元の概要資料の39ページからの資料を御覧ください。

今回、報告事項といたしまして、木川店舗の概要でございます。届出は平成30年3月23日にされておりまして、変更内容は駐車場の出入口の数および位置を変更するものでございます。変更箇所につきましては、届出書図面3-1ならびに3-2を御確認下さい。

敷地北東部の飲食店の変更に伴い、敷地境界のフェンスをなくして同一敷地になったものでございます。概要資料40ページ、等価騒音予測の結果につきましては、予測地点E地点で環境基準を超過しますが、今回の変更計画に伴い、新たに発生する音源ではございません。夜間最大値につきましても、規制基準を超過する地点が多数ございますが、超過地点周辺に住居等はございません。

こちらの案件につきましては、概要資料の最後の45ページの議決を経ない報告案件の判断基準⑩に該当いたしますので、会長に御判断いただいた上で、報告案件という形で処理をさせていただきます。ただし、店舗敷地境界または隣地敷地境界において騒音の基準値または規制値が超過していることから、付帯意見としまして、騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音を初めとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたいという文言を付けさせていただきたいと存じます。

審議会で議決を経ない案件の報告は、以上でございます。

続きまして、連絡事項としまして、次回審議会の審議予定案件を御説明いたします。

概要資料43ページからを御覧ください。

次回審議会の審議予定案件は、新規2件、変更3件として計画しております。

まずは、大津市にて営業中のOh!Me 大津テラスでございます。設置者は、アーク不動産株式会社となっております、開閉店時刻の変更となっております。

2件目は、米原市で営業中のバロー近江店でございます。設置者は、株式会社バローホールディングス、有限会社英商事でございます、開閉店時刻の変更となっております。

3件目は、近江八幡市で営業予定のフレンドマート近江八幡店でございます。設置者は、株式会社平和堂でございます、主に食料品を扱う店舗となっております。

4件目は、長浜市で営業中のフレンドマート長浜平方店でございます。設置者は、株式会社平和堂、近江鉄道株式会社になります。敷地内にドラッグストアを新設されることにより、店舗面積増床の変更となっております。

5件目は、近江八幡市で営業予定のファッションセンターしまむら近江八幡店でございます。設置者は、株式会社しまむらになります。

次回審議会は、11月1日木曜日、14時からの予定でございます。立て続けの開催となりますが、よろしくお願いいたします。

あと、本日の審議の中で、コメリパワー栗東店の新幹線の特別基準の件に関して、1件御質問いただいているかと思っておりますので、そちらに関しては早急に確認の上、皆様に御報告させていただきたいと思っております。

事務局からは以上になります。

○会長：はい、ありがとうございます。

何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、これで今日の会議を閉会として、進行の方にお返しいたします。

#### 4. 閉会

○中小企業支援課：本日は長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。

また、11月1日ということで、よろしく申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

〔16時17分 閉会〕